

東京大学大学総合教育研究センター運営委員会規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第106号

沿革

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学総合教育研究センター規則第3条第2項の規定に基づき、大学総合教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、大学総合教育研究センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する次の事項を審議する。

- (1) 組織に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) その他センターの運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者にセンター長が委嘱する。

- (1) 総長の指名する理事又は副学長 1名
- (2) センター専任の教授、准教授及び講師
- (3) センターの事業に関係する部局の本学専任の教授又は准教授 若干名
- (4) センターに兼務する本学専任の教授、准教授及び講師
- (5) その他センター長が必要と認めた本学教職員

(委員の任期)

第6条 前条第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会は、特定の事項について審議するため、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の委員は、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

沿革

東京大学大学総合教育研究センター運営委員会規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第3章 全学組織等

○第1節 学内共同教育研究施設

沿革情報

◆平成16年04月01日 役員会議決

◇平成17年06月24日

◇平成19年03月22日

◇令和01年09月26日

◇令和06年06月27日